

第3編 火災及び事故災害対策編

第1節 大規模な火事災害対策

大規模な火事災害に対して、町及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

1 火事災害の予防

(1) 火災に強いまちづくり

火災による被害を防止、軽減するため火災に強いまちづくりを行う。

ア 市街地の整備

老朽木造住宅密集地の解消を図るための土地区画整理事業、密集市街地整備促進事業等により防火上安全な市街地の整備を図る。

イ 防災空間の整備

大規模火災発生時に避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路などの整備を図る。

ウ 建築物の不燃化の推進

防火地域や準防火地域の指定による、防火に配慮した土地利用を進めるとともに、一般建築物や公共施設の耐震性能・防火性能の向上を推進する。

エ 特定空家対策

空き家に対する調査を行い、特定空家の除却等の検討を行う。

(2) 建築物の火災予防

建築物の出火防止及び初期消火の徹底を図る。

ア 火災予防査察の強化

町及び消防本部は、区域内の建築物について予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の整備、耐震性の強化等について改善指導する。

イ 防火管理制度の推進

町及び消防本部は、建築物の所有者等に対し、防火管理者を活用するなど、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(7) 消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理の徹底

(1) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

(3) 防火思想の普及啓発

住民、事業所に対し、全国火災予防週間、防災週間、建築物防災週間等の中で、幅広く防火思想の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や基本的な防火用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(4) 消防力の強化

- ア 大規模な火災に備え、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- イ 消防団及び自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努める。

(5) 火災警報の発令等

ア 火災気象通報

- (7) 高知地方気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報を県に通報する。
- (1) 県は、高知地方気象台からの通報を受けて、火災気象通報を町長に伝達する。

火災気象通報の基準

高知地方気象台が定めた「乾燥注意報（最小湿度40%で実効湿度60%）」及び「強風注意報（平均風速12m/s）」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

イ 火災警報

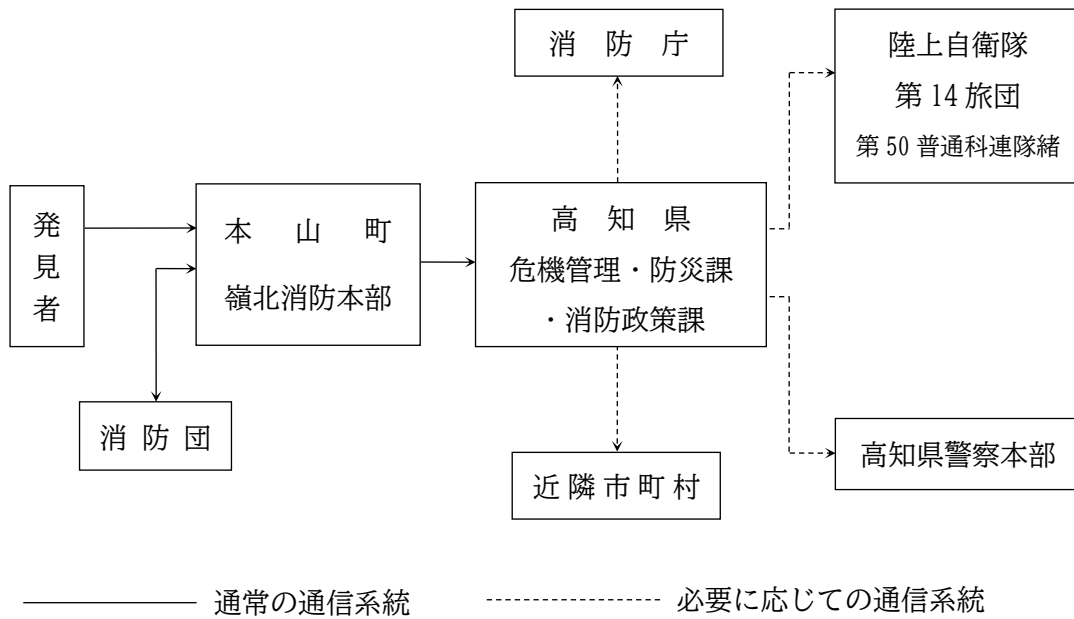
- (7) 県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。
- (1) 防災行政無線や広報車等を活用して、住民に対し、警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、条例で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。

2 火事災害の応急対策

(1) 町及び消防本部が実施する情報の収集と伝達

- ア 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告
- イ 火災・災害等報告要領に基づく総務省消防庁及び県への即報
 - (7) 死者3人以上生じたもの
 - (1) 死者・負傷者の合計が10人以上生じたもの
 - (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

大規模な火事災害時の通報・通信系統図



(2) 消火活動等

ア 町及び消防本部は、火災の災害状況に応じ、次の応急措置を実施する。

- (ア) 警察署等と連携した火災防御活動
- (イ) 現地指揮本部の設置

イ 火災が拡大し、町単独での消火が困難なときは、次の応援要請をする。

- (ア) 県への空中消火の要請
- (イ) 他の市町村への応援要請
 - ・高知県内広域消防相互応援協定
 - ・他の市町村との相互応援協定（資料1-5～1-7参照）
- (ウ) 消防庁長官への応援要請
 - ・大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
 - ・緊急消防援助隊要綱

第2節 林野火災対策

森林資源や人家の焼失、さらに森林の水源かん養機能、土砂流出防止機能の消失等の原因となる林野火災に対して、町及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

1 林野火災注意報・林野火災警報

(1)運用開始となる経緯

令和7年の大船渡市の大規模山林火災をはじめ、近年、大規模な林野火災が多発し甚大な被害が発生しました。この教訓から、総務省消防庁が林野火災予防の実効性を高めるために提唱し、林野火災への警戒をより一層強化するために「林野火災注意報」と「林野火災警報」の運用を実施する。

○林野火災注意報

林野火災予防上で「注意」を要する気象条件となった場合に「林野火災注意報」を町より発令する。火の使用制限は「努力義務」が課せられる。

【林野火災注意報の発令指標】

次のいずれかに該当した場合

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下のとき
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されたとき

○林野火災警報

林野火災予防上で「危険」な気象条件となった場合に「林野火災警報」を町より発令する。火の使用制限は「義務（罰則あり）」が課せられる。

【林野火災警報の発令指標】

林野火災注意報に加え、強風注意報が発表された場合

○「林野火災注意報」「林野火災警報」が発令された場合の「火の使用制限」について

嶺北広域行政事務組合火災予防条例第29条の規定により、次の「火の使用制限」となる。

火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生する恐れが大であると認めて管理者又は構成町村長（嶺北広域行政事務組合同規約第2条に定める町村の長をいう。以下同じ。）が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

○発令周知について

発令した場合、IP 告知端末放送・ホームページなどにより、住民への周知、警戒パトロール、広報等で周知する。

○発令時に「火の使用制限」に従わなかった場合について

警報発令時、火の使用制限に違反した者に対して、「30万円以下の罰金又は拘留」に処することが、消防法で定められている。

○林野火災注意報・林野火災警報発令期間

空気が乾燥する、1月～5月とする。

2 林野火災予防対策

(1) 予防対策

ア 住民の林野火災予防意識の啓発

イ 「本山町火入れに関する条例」に基づく届出（許可）及び条件の確認、違反事項の中止の指示

ウ 火災発生危険期における重点的な巡視の実施

エ 消防力強化のための防御資機材の整備及び備蓄

(2) 火災警報の発令等

本編第1節「大規模な火事災害対策」によるものとする。

3 林野火災応急対策

(1) 町及び消防本部が実施する情報の収集と伝達

ア 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告

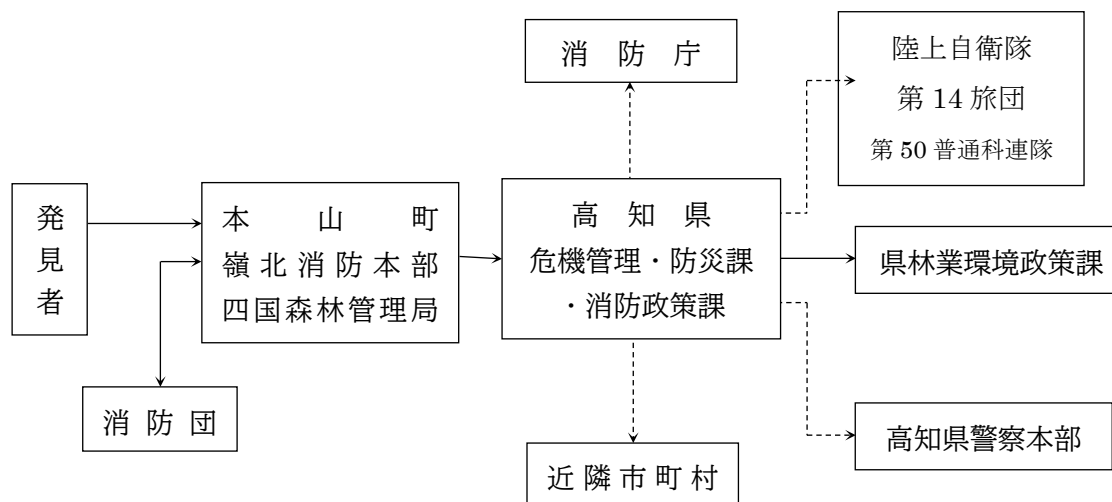
イ 火災・災害等報告要領に基づく総務省消防庁及び県への即報

(7) 焼損面積 10 ha以上と推定されるもの

(4) 空中消火を実施したとき

(5) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響が高いと判断されるもの

林野火災時の通報・通信系統図



——— 通常の通信系統

- - - - - 必要に応じての通信系統

(2) 消火活動等

ア 町及び消防本部は、火災の災害状況に応じ、次の応急措置を実施する。

(7) 警察署等と連携した火災防御活動

(1) 現地指揮本部の設置

イ 火災が拡大し、町が単独での消火が困難なときは、次の応援要請をする。

(7) 県への空中消火の要請

(1) 他の市町村への応援要請

- ・高知県内広域消防相互応援協定
- ・他の市町村との相互応援協定
- ・大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

(7) 消防庁長官への応援要請

- ・緊急消防援助隊運用要綱

(2) 自衛隊の災害派遣要請の県への要求

ウ 警察署は、負傷者等の救助にあたりとともに、被害の拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等の措置をとる。

エ 林業関係事業者は、町及び消防本部等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

(3) 二次災害の防止活動等

ア 点検の実施

県の協力を得て、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害等の防止策として、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

イ 防災対策の実施

県の協力を得て、点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、砂防設備、治山設備等の整備を行う。

第3節 重大事故発生時の防災関係機関の措置

突発的な重大事故に対応するため、町のとるべき基本的な措置を予め定め、事故発生時には状況に応じ、役割を果たす。

1 重大事故発生時の町の措置

機関名	重大事故発生時の措置
町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置 ・ 死傷者の捜索、救出、搬出 ・ 災害現場の警戒 ・ 関係機関の実施する搬送等の調整 ・ 日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請 ・ 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理） ・ 身元不明遺体の処理

2 災害対策本部の設置

災害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときに、災害対策本部を設置する。

第4節 道路災害対策

道路構造物の被災等による大規模事故又は重大な交通事故による災害に対して、町、県及びその他の防災関係機関が行う予防対策及び応急対策について定める。

1 道路災害予防対策

(1) 町（道路管理者）

- ア 道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。
- イ 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図る。
- ウ 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。
- エ 道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図る。
- オ 県、他の市町村、警察署、その他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施する。

(2) 警察署

- ア 道路管理者と連携して、道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。
- イ 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 道路災害応急対策

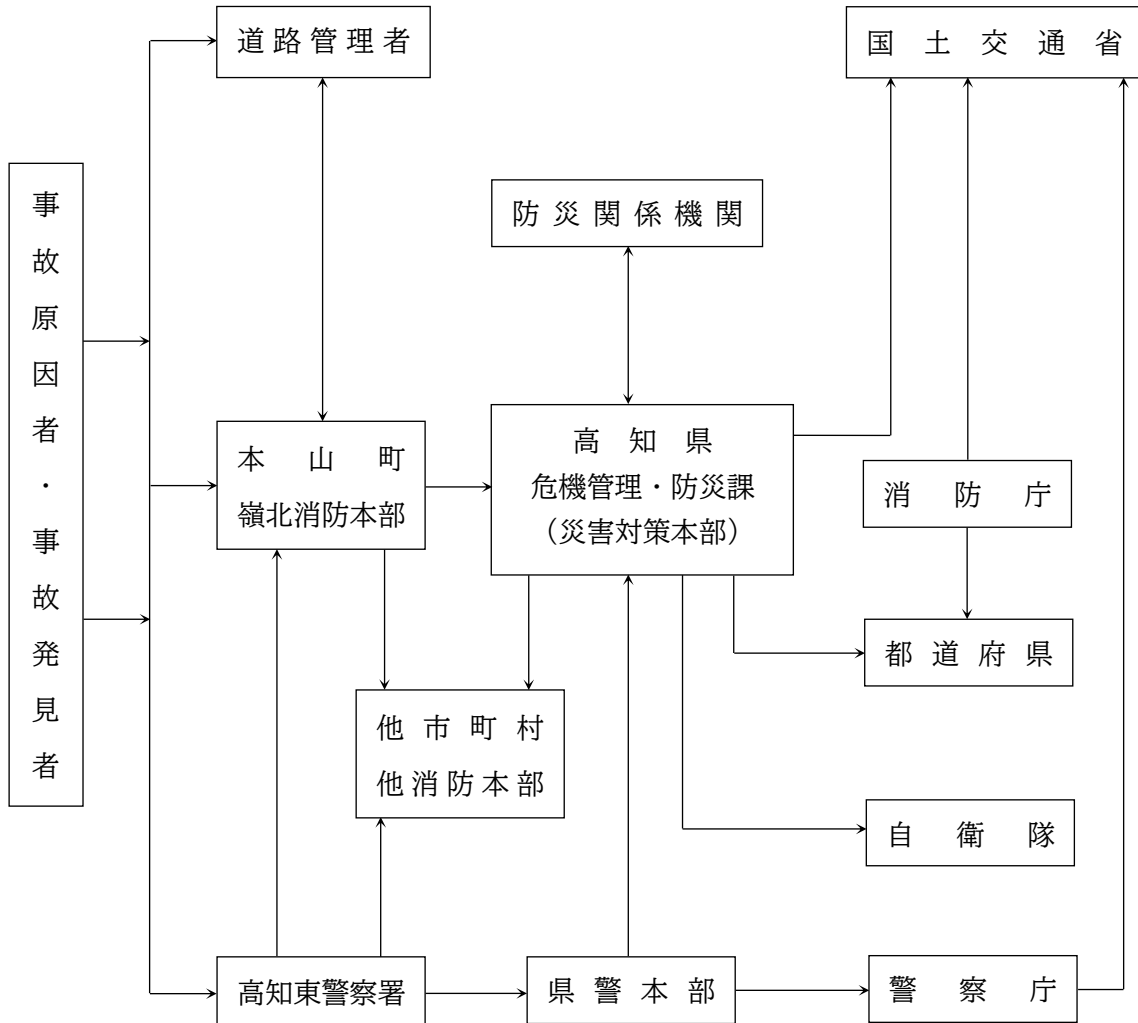
(1) 町（道路管理者）

- ア 速やかに被災者の避難誘導、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- イ 危険物等の流出による二次災害のおそれがある場合は、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動や住民の避難誘導などの必要な措置を講ずる。
- ウ 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行う。
- エ 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。
- オ 災害の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、的確に関係者へ伝達する。
- カ 状況に応じ、第3節に定める応急対策を実施する。

(2) 災害対策本部の設置

- ア 災害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置する。
- イ 本部長（町長）の判断により、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

被害情報等の収集伝達系統図



第5節 航空災害対策

航空機の墜落等、大規模な航空事故による航空災害に対し、防災関係機関が実施する応急対策について定める。

1 応急対策

(1) 高知空港及びその周辺以外の地域で航空災害が発生した場合

町は、高知空港事務所と緊密な連携を図りながら、本編第3節に定める措置及び各機関の防災計画・業務計画等に基づく応急対策を実施する。

(2) 災害対策本部の設置

ア 災害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置する。

イ 本部長（町長）の判断により、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

第6節 陸上における流出油災害対策

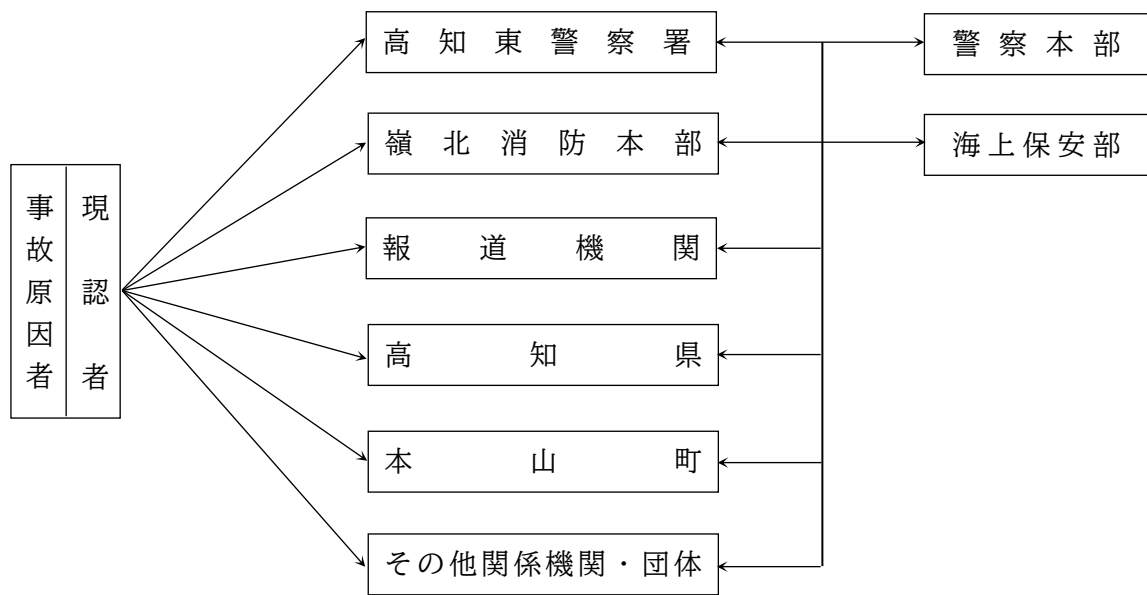
陸上における貯油施設等からの油の大量流出による火災や著しい汚染等に対する予防対策と応急対策について定める。

1 予防対策

(1) 情報の収集・伝達

陸上において流出油災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集と伝達経路は、次のとおりである。

通報連絡系統図（陸上における流出油事故発生時）



(2) 町及び関係機関等の活動

関係機関及び民間企業等と連携して、次について実施する。

- ア 危険物等保管施設の状況把握
- イ 防除活動に必要な資機材等の状況把握
- ウ 応急対策計画の検討

2 応急対策

(1) 防除活動

事故原因者及び消防本部等の関係機関は、流出油の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置を講ずる。

また、必要に応じ本編第3節に定める措置を実施する。

(2) 住民の安全確保

流出油により、住民の生命及び保健衛生上に危害が生じたとき、又はそのおそれがあるとき

は、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の応急対策を実施する。

(3) 災害対策本部の設置

ア 災害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置する。

イ 本部長（町長）の判断により、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

第7節 危険物等災害対策

危険物等災害に対して、町及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

※この計画において危険物等の定義を次のとおりとする。

- ① 危険物 消防法第2条第7項に規定されているもの
- ② 高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
- ③ 火薬類 火薬取締法第2条に規定されているもの
- ④ 毒物・劇物 毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの

1 危険物対策

町及び消防本部は、危険物による災害の発生を防止するために、関係機関と連携して、保安体制の強化や施設の適正な維持管理等を図るとともに、保安教育及び訓練の徹底等を図る。

また、災害発生時の応急対策について定める。

(1) 規制

- ア 危険物施設に対する立入検査及び保安検査を実施し、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ 危険物施設内の危険物取り扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格をもった者の立ち会いを徹底させる。
- ウ 県警察と連携して、危険物運搬車両の一斉取り締りを実施する。

(2) 指導

- ア 予防規程の策定を指導する。
- イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- エ 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。
- ウ 危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄について指導する。
- エ 緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線、その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導する。

(4) 啓発

危険物の取り扱い作業に従事する危険物取扱者の有資格者に対し、取り扱い作業の保安に関する講習会、研修会を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努める。

(5) 危険物災害応急対策

ア 町・消防本部

- (7) 関係機関と密接な連携を図り、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を行う。
- (4) 施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため、自衛消防隊組織による災害状況把握と安全措置を指導するとともに、消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の必要な応急対策を実施する。

イ 施設管理者

- (7) 町及び消防本部に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。
- (4) 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。
- (7) 消防本部の到着に際しての車両誘導、爆発、引火、有毒性物品の品名、数量、保管場所等の報告を行う。
- (4) 大量の危険物が河川等に流出した場合は、必要な資機材を用い、危険物の拡散防止等の流出を最小限に抑える措置を講ずる。

2 高圧ガス対策

(1) 予防対策

関係機関の協力を得て、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図り、高圧ガスによる事故の防止に努める。

(2) 応急対策

ア 町

施設管理者との連携を図り、災害の拡大防止を図るため、消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

イ ガス施設管理者

- (7) 町に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。
- (4) 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。
- (7) 消防本部の到着に際しての車両誘導等を行うとともに施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い防災活動を実施する。

3 火薬類対策

(1) 予防対策

警察と連携して、盗難防止対策を含め、火薬類取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、保安検査、立入検査に伴う指導・措置の実施や、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(2) 応急対策

ア 町

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

イ 施設管理者

(7) 町に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。

(4) 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

4 毒物・劇物対策

(1) 予防対策

関係機関の協力を得て、毒物及び劇物等の危害防止体制及び危害防止意識の高揚を図る。

(2) 応急対策

ア 町

施設管理者との連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

(3) 施設管理者

ア 町に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。

イ 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

ウ 毒物・劇物等を安全な場所に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけ、安全な防火の措置を講ずる。

5 住民の安全確保のための体制整備

(1) 事業者は、危険物の防除方法など必要な情報を、あらかじめ町に提供する。

(2) 地域の防災的見地から危険物等災害にかかる調査を行い、危険物の防除方法や災害発生時にとるべき行動などの防災知識を地域の住民に普及させる。県は、町の行う調査に協力する。

(3) 住民の避難誘導計画を作成するとともに、防災関係機関、事業者及び住民と連携した避難訓練を実施する。

(4) 事業者は、災害発生時に地域住民に提供すべき情報についてあらかじめ整理しておき、災害発生後は、迅速に町等関係機関に情報提供するものとする。

第8節 その他の災害対策

1 健康危機

- (1) 食中毒や感染症、飲料水、有害物質等による健康被害の発生により住民の健康被害が発生した場合は、「高知県健康危機管理マニュアル」により対策を実施する。
- (2) 健康被害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な対策を実施する。

2 予期しない原因による災害

航空機の墜落、原子力災害等、予期しない原因により甚大な被害が発生し、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な対策を実施する。

内容

第1節 大規模な火事災害対策	1
1 火事災害の予防	1
2 火事災害の応急対策	2
第2節 林野火災対策	4
1 林野火災注意報・林野火災警報	4
2 林野火災予防対策	5
3 林野火災応急対策	5
第3節 重大事故発生時の防災関係機関の措置	7
1 重大事故発生時の町の措置	7
2 災害対策本部の設置	7
第4節 道路災害対策	8
1 道路災害予防対策	8
2 道路災害応急対策	8
第5節 航空災害対策	10
1 応急対策	10
第6節 陸上における流出油災害対策	11
1 予防対策	11
2 応急対策	11
第7節 危険物等災害対策	13
1 危険物対策	13
2 高圧ガス対策	14
3 火薬類対策	14
4 毒物・劇物対策	15
5 住民の安全確保のための体制整備	15
第8節 その他の災害対策	16
1 健康危機	16
2 予期しない原因による災害	16